

障がいのあるお客様への対応、 どうしたらいいの？



**R3年6月、障がい者差別解消法が改正され、
民間事業者による合理的配慮が義務化
されました。** ※R6年6月の施行までに、従業員等に十分な周知が必要です。

障がいのある人には
どのような困りごとがある？

どうやってコミュニケーション
すればよい？



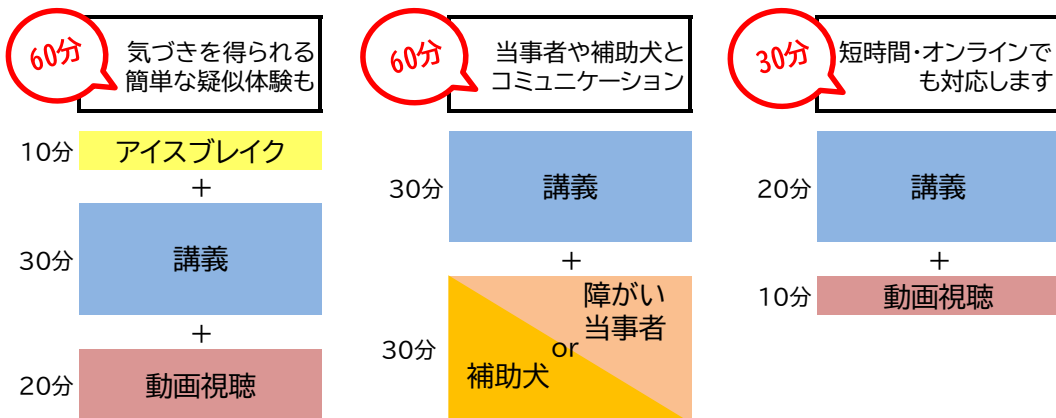
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

県の専門相談員がご説明に伺います。

社内研修会やイベント等に是非、ご活用ください

メニュー例

1h程度を基本に、メニューの組み合わせ・時間配分もご相談に応じます。



～多彩な資料もご用意～



※合理的配慮の方法を
分野別にまとめたガイドブック



※アニメーションや実写映像による解説動画(R4.3月完成)



※新しい生活様式下での
配慮を紹介するリーフレット

《注意事項》

- 申込方法: TEL又はFAX、メールでお申込みください。
- 実施日時: 平日・土日・祝日 10～20時(年末年始除く)
- 会場及び使用機材の手配、使用料等は申込者負担です。
- 講師派遣費用: 交通費の支給や謝礼等は不要です。

《お申込み・お問い合わせ》

福岡県 福祉労働部 障がい福祉課 障がい者差別解消専門相談窓口
〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7
TEL:092-643-3143 FAX:092-643-3304
E-mail: sabetsukaisyo@pref.fukuoka.lg.jp